

観音寺市下水浄化センター
自動販売機設置事業者
見積競争実施要項（清涼飲料水）

令和8年1月

観音寺市建設部下水道課

目 次

1 物件概要	1
2 自動販売機設置条件等	1
3 見積合せ参加資格要件	2
4 見積合せスケジュール	3
5 質問及び回答	3
6 見積書提出	3
7 見積書開封	4
8 貸借契約の締結等	5
9 設置事業者決定の取消し	5
10 問合せ先	5
資料 1 (自動販売機設置場所:位置図)	6
資料 2 (自動販売機設置場所:拡大図)	6
資料 3 (自動販売機設置場所:写真)	7
様式第1号 (見積書)	8
様式第2号 (誓約書)	9
様式第3号 (委任状)	10
様式第4号 (質問書)	11

観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争実施要項

観音寺市下水浄化センターが行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の見積競争に参加される方は、この実施要領をご確認いただき、次の事項をご承知の上、ご参加ください。

1 物件概要

物件番号	設 置 場 所		所 在 地	
	設置台数	販売品目	設置可能面積	最低賃貸料、内容等
1 観音寺市下水浄化センター		観音寺市瀬戸町四丁目2番11号		
1 台	缶・ペットボトル等 (清涼飲料水)	1.5 m ² 程度	売上金額の5%以上の賃貸料と土地の使用料と電気料	

2 自動販売機設置条件等

(1) 使用料等

ア 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

イ 賃貸料

賃貸料については、観音寺市自動販売機設置及び管理に関する要綱（平成22年観音寺市告示第180号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、自動販売機設置に伴う行政財産の目的外使用に係る賃貸料及び売上金額（税込）に対する賃貸料とします。

ウ 電気料

電気料については、要綱第9条の規定に基づき、消費電力相当分とし、設置事業者は、自動販売機に電気メーターを設置するものとします。算定基礎の単価は昼間の単価、使用量は小数点以下四捨五入にて算出するものとします。

エ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

なお、設置に伴い上下水道を使用する機器（紙コップ式等）の設置を想定しておりません。

(2) 使用上の制限、維持管理責任等

ア 8-(1)の賃貸借契約書に規定する使用目的及び設置の基準は、賃貸借契約期間中、継続的に効力を有すること。

イ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、職員の指示に従うこと。

エ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

オ 商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

カ 原則として自動販売機1台につき回収ボックス1個を設置するとともに設置事業者の責

任で適切に回収・処分すること。また、回収したごみについては、可能な限りリサイクルを行うこと。

- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ク 自動販売機を設置するに当たり、据付面を十分に確認したうえで、安全な設置をすること。
- ケ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。
- コ 第三者による損害又は自然災害等による故障が生じても、本市は修理費等を負担しないものとする。
- サ 每月終了後 10 日以内に、売上金額及び消費電力量を記載した月次報告書を市長あて提出すること。

(3) 参考データ（年間売上実績）

物件番号	設 置 場 所	売上年度	
	種別	売上額（円）	
1	観音寺市下水浄化センター	令和5年度	令和6年度
	飲料水（缶・ペットボトル）	250,480	209,600

3 見積競争参加資格要件

- (1) 要綱第3条第1項の規定に基づき、参加することができる者は次に掲げる法人、個人又は団体（以下「法人等」という。）とします。
 - ア 香川県内に本店、支店又は営業所を有する法人
 - イ 市内に住所を有する個人事業者
 - ウ 市内に事務所等を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人その他団体であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第25条若しくは第34条に基づく売店の設置の対象となるもの
- (2) 前項に掲げる法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しません。
 - ア 自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有しない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 申込み時点において、市税及び県税を滞納している者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

4 見積競争実施スケジュール

事 項	日 程
見積競争公告	1月 26 日（月）
質問受付	1月 26 日（月）～2月 4 日（水）
質問最終回答日	2月 5 日（木）
見積書提出	1月 26 日（月）～2月 13 日（金）
見積書開封	2月 13 日（金）
見積競争結果通知	2月 18 日（水）
契約賃貸借契約書の締結及び設置 事業による事業開始	4月 1 日（水）

5 質問及び回答

(1) 質問受付期間及び質問方法

ア 受付期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月4日（水）17時15分まで

イ 質問方法 質問書（様式第4号）に記入の上、10の問合せ先まで電子メール又はFAXで提出してください。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡してください。

(2) 回答

提出された質問の回答については、隨時、観音寺市ホームページに掲載するものとし、

質問の最終回答日は、令和8年2月5日（木）とします。

6 見積書提出

(1) 提出期間

令和8年1月26日（月）8時30分から令和8年2月13日（金）

（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）

(2) 提出方法

持参

(3) 提出先

〒768-0065

観音寺市瀬戸町四丁目2番11号

観音寺市建設部下水道課（下水浄化センター2階）

(4) 提出書類

① 見積書

必要事項を記入、押印のうえ、長径三号封筒に封入し、封緘してください。

また、封緘した封筒に「観音寺市下水浄化センター自動販売機
設置事業者見積書在中」と記入のうえ、封緘部に割印をしてください。

なお、見積競争参加申請については、見積書の提出をもって申

様式第1号

請があつたものとみなします。	
② 誓約書	様式第2号
③ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第3号
④ 完納証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可） ＜法人＞市税及び県税を滞納していないことの証明書 ＜団体＞代表者の市税及び県税を滞納していないことの証明書 ＜個人事業主＞市税及び県税を滞納していないことの証明書	当該証明書
④ 自動販売機の設置業務において1年以上の運営経験を有することを証明する書類（契約書等）の写し	任意様式
⑤ 法人登記簿謄本又は住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可） ＜法人＞法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ＜団体＞代表者の住民票 ＜個人事業主＞当該個人の住民票	当該証明書
⑥ その他市長が必要と認める書類	

（5）見積りの無効

- ア 参加資格のないものがしたとき
- イ 見積書に記名及び実印の押印がないとき
- ウ 賃貸料率が5%未満の率のとき
- エ 見積書の賃貸料率の記載が不明瞭なとき（賃貸料率の訂正は認められません。）
- オ 2通以上の見積書を提出したとき
- カ 指定の見積書以外の用紙を使用して見積りしたとき
- キ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- ク その他見積書に関する条件に違反したもの

7 見積書開封

（1）日時

令和8年2月13日（金）17時15分

（2）設置事業者の決定

賃貸料率5%以上で有効な見積りをしたものの中、最高の賃貸料率をもって見積りをしたものを設置事業者とします。

最高の賃貸料率の見積りをした者が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置事業者を決定します。

（3）結果通知

令和8年2月18日（水）（予定）に見積合わせ参加者全員に対して郵送します。

また、決定した設置事業者名を観音寺市ホームページにて公表します。

8 賃貸借契約の締結等

(1) 賃貸借契約の締結

自動販売機設置に関する詳細について市と協議し、合意後賃貸借契約を締結します。

(2) 賃貸借契約締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との賃貸借契約の締結を解除するものとします。

なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

ア 賃貸借契約の締結後、当該使用許可の履行期間中に、本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けた場合

イ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

9 設置事業者決定の取消し

設置事業者において、次のいずれかに該当する場合は設置事業者の決定を取り消し、次点者を設置事業者とします。次点者が辞退等の場合は下位の次点者について同様とします。

この場合、決定した次点者は自身が提示した金額で設置することとします。

なお、本市は決定取消しの事業者に対して、それにより生じた損害賠償を請求する場合がある。

(1) 設置事業者の決定を辞退した場合

(2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続を行わなかった場合

(3) 使用許可等の手続完了までに設置事業者が設置条件や募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合（使用許可等の手続完了後にあっては、別に定めるところにより対応する。）

10 問合せ先

観音寺市建設部下水道課

〒768-0065 観音寺市瀬戸町四丁目2番11号

電話 0875-25-6890

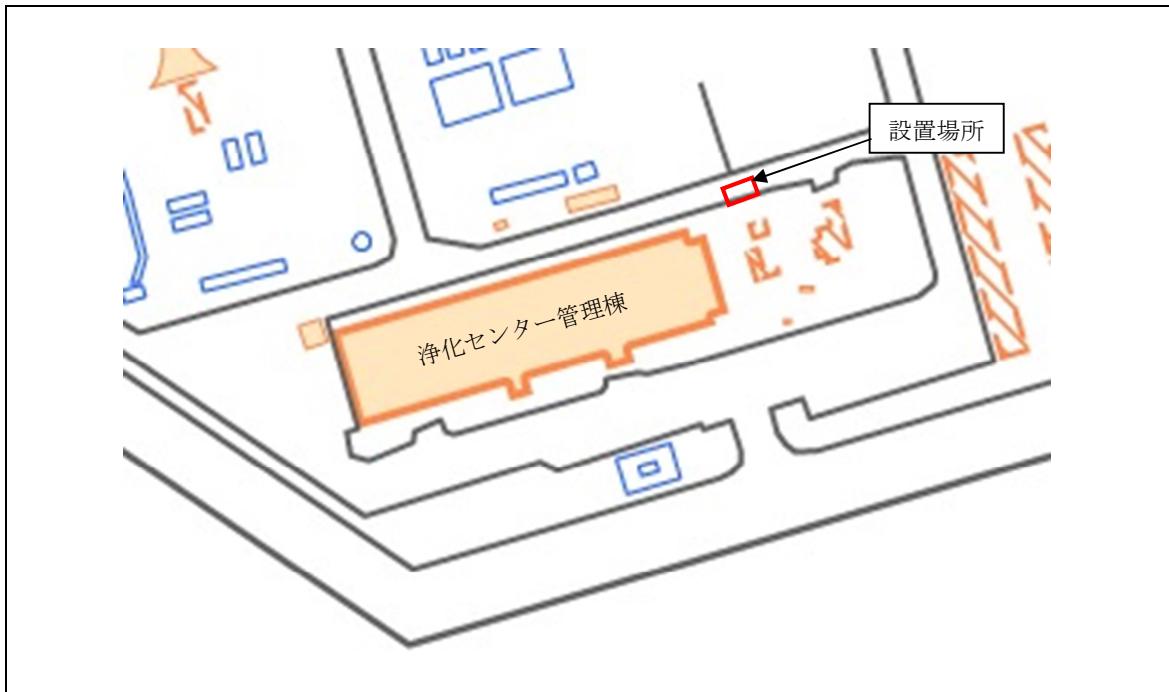
FAX 0875-25-2479

E-mail : gesui@city.kanonji.lg.jp

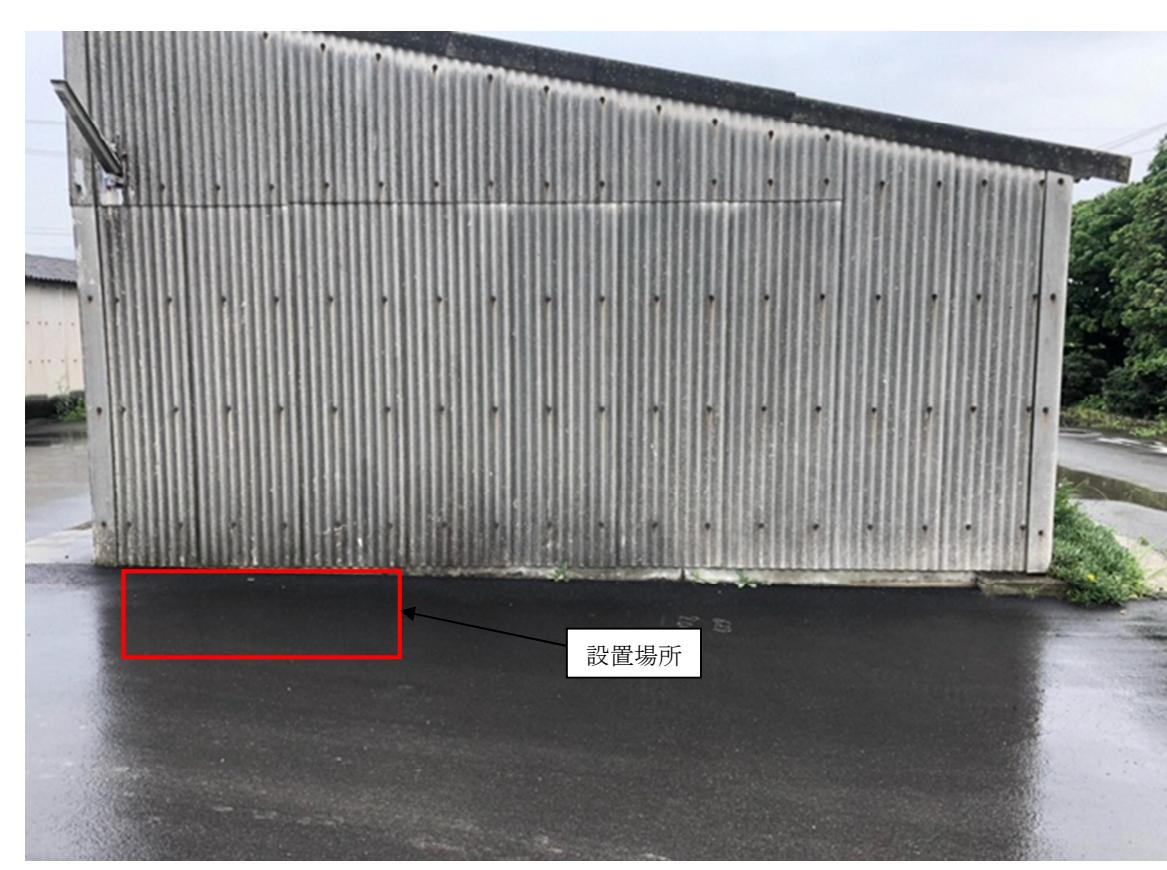
資料1 自動販売機設置場所 位置図



資料2 自動販売機設置場所 拡大図



資料3 自動販売機設置場所 写真



様式第1号

見 積 書

令和 年 月 日

観音寺市長 宛て

所 在 地

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

電 話 番 号

担 当 者 名

電 話 番 号

観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争実施要項の各条項を承知の上、見積します

1 見積賃貸料率（売上金額に対する賃貸料）

		.	
--	--	---	--

 %

※賃貸料については、売上金額の5%を下限とし、小数点以下切り捨てとする。

2 添付書類

- ① 訪問書（様式第2号）
- ② 委任状（様式第3号）<必要がある場合のみ提出してください。>
- ③ 完納証明書
- ④ 1年以上の自動販売機設置業務運営経験を有することを証明する書類の写し
- ⑤ 法人登記簿謄本又は住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

令和 年 月 日

観音寺市長 宛て

所 在 地

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争に参加するにあたり、関係法令及び諸規定を順守するとともに、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争実施要項（清涼飲料水）に記載されている参加資格要件を満たしていることを誓約します。
- 2 観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争実施に対し、実施要項の内容等すべて承知の上で申し込みますので、後日これらの事柄について観音寺市に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。

様式第3号

委任状

令和 年 月 日

観音寺市長 宛て

(委任者)

所 在 地

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

次の者を代理人と定め、観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争実施要項に付帯する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

所 在 地

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

質問書

令和8年 月 日

観音寺市長 宛て

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者名

印

担当者職・氏名

電話番号

観音寺市下水浄化センター自動販売機設置事業者見積競争において、下記のとおり質問いたします。

質問内容

内 容	
-----	--

(注)

- 1 質問が複数となる場合、内容を簡潔にまとめ記載すること。
- 2 提出した場合は、到着確認を電話等により必ず行うこと。